



発表されており、いずれも一定の公的評価を経たレベルの内容である。

主査及び2名の副査による口頭試問（平成25年1月9日）においては、3名の審査委員と申請者との間で詳細な質疑応答が行われ、特に外部の副査である弁護士・元法科大学院教授からは、法令や判例の引用は適切であり、本論文が先見性を有し、高く評価するに値するとの発言・コメントがあった。今後さらに豊富な実例・資料を収集すること、「教育」と「保育」の異同を考慮しながら厳密な考察を加えていくこと等が課題として残っているが、この種の研究の嚆矢をなすものとして、斯界に学問的な刺激を与えうるものと思料する。

なお、本論文の第2章第6節「アメリカの障害児教育裁判」においては、豊富な英文文献が引用・駆使されており、また、申請者はかつてイリノイ大学大学院博士課程の *extra student* として在籍・受講した経験をも有していて、その英語能力はすこぶる高い。

以上により、論文審査及び最終試験の結果に基づき、審査委員会において慎重に審査した結果、本論文が博士（保健福祉学）の学位に十分値するものであると判断した。